

岐阜県建築基準法施行細則（令和八年一月一日 施行）

（目的）

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（建築主事等の所管区域）

第二条 次の表の上欄に掲げる建築事務所に勤務する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の所管する区域は、同表の下欄に掲げる区域とする。

建築事務所名	所管区域
岐阜・西濃建築事務所	羽島市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 捷斐郡 本巣郡
中濃建築事務所	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡
東濃建築事務所	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
飛騨建築事務所	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡

（敷地の指定）

第三条 法第五十三条第三項第二号の規定により知事が指定するものは、次の各号の一に該当する敷地とする。

- 一 街区の角にある敷地
- 二 二以上の道路に接する敷地
- 三 公園、広場、川（幅員四メートル未満のものを除く。）の類に接する敷地
- 四 幅員の合計が二十メートル以上の道路、公園、広場、川の類に接する敷地
- 五 前各号に準ずる敷地

（確認申請手数料の減免）

第四条 知事は、岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）第四条第一項の規定により、災害により滅失した住宅に代わる住宅をり災後六月（災害により滅失した住宅に代わる住宅を災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する区域内に建築する場合にあつては、別に定める期間）以内に建築する場合には、り災の状況を考慮して、同条例別表第一二の表に規定する建築確認申請等手数料、建築工事完了検査申請等手数料及び建

築工事中間検査申請等手数料を二分の一に減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、別記第一号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

第五条 削除

(許可申請の手続)

第六条 条例第五条第一項ただし書の規定により知事の許可を受けようとする者は、別記第二号様式の申請書正一通及び副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書、第六条の三第一項の表に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えなければならない。

3 省令第十条の四第一項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書、同表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる日影図その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

4 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第二号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(工作物許可申請書に添付する図書等)

第六条の二 省令第十条の四第四項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、省令第三条第二項の表に掲げる図書その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

(認定申請書に添付する図書等)

第六条の三 省令第十条の四の二第一項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書、同表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる日影図その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

(確認申請書等に添付する図書)

第七条 建築物の敷地が、条例第四条第一項の規定により知事が指定した災害危険区域内又は条例第六条第一項に規定する崖の上端から下端までの水平距離の中心線からその崖の高さに相当する水平距離以内にある場合においては、法第六条第一項の規定による確認申請書又は法第十八条第二項の規定による計画通知書（以下「確認申請書等」という。）には、省令第一条の三に規定する図書のほか、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
崖の断面図	縮尺、崖の高さ、崖の勾配、崖の地質及び崖の上端から下端までの水

	平距離の中心線から建築物までの距離並びに崖の上に建築する場合 にあっては、排水方法
--	--

2 条例第二十三条に規定する特殊建築物を建築しようとする場合においては、確認申請書等には、省令第一条の三に規定する図書のほか、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
敷地の断面図	条例第二十四条に規定する高低差並びに同条の規定により傾斜路を設ける場合にあっては、当該傾斜路の幅、勾配及び床仕上げ

(工事中の変更手続)

第八条 建築主は、法第六条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）を受けた建築物等の建築基準関係規定に係る計画の変更（確認申請書等及び当該申請書等に添付する図書において記載又は明示すべき事項に係る変更に限る。）をする場合は、法第六条第一項後段の規定による変更確認（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）又は法第十八条第二項の規定による計画変更通知（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）を要する場合を除き、当該変更計画に係る工事に着手する前に、別記第四号様式の届書に当該変更に係る図書を添えて建築主事等に提出しなければならない。

2 建築主事等は、前項の届書を受理したときは、別記第四号様式の二により届出者に通知するものとする。

3 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物等について、建築主、工事監理者、工事施工者その他の確認申請書の記載事項を変更する場合（法第六条第一項後段の規定による変更確認又は法第十八条第二項の規定による計画変更通知を要する場合及び前項の届書を提出する場合を除く。）は、別記第五号様式の届書を建築主事等に提出しなければならない。

4 前項の規定により建築主を変更する旨の届出をしようとするときは、新旧の建築主が連名で行わなければならない。

5 建築主事等は、第三項の届書を受理したときは、別記第五号様式の二により届出者に通知するものとする。

(工事止め届)

第九条 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物等及び知事の許可を受けた建築物等の工事を取り止めたときは、確認済証の交付を受けた建築物等にあつては建築主事等に、許可を受けた建築物等にあつては知事に、それぞれ別記第六号様式の届書を提出しなければならない。

(違反建築物の公告)

第十条 法第九条第十三項の規定による公示は、標識の設置及び総合庁舎前の掲示場への掲示によつて行う。

(定期報告)

第十条の二 法第十二条第一項の規定により知事が指定するものは、事務所その他これに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超える、かつ、階数が五以上であるものとする。

2 省令第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物について当該各号に定める年を始期として、同年から三年ごととする。

一 法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物 平成三十年

二 法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途（ホテル又は旅館を除く。）に供する建築物 平成二十八年

三 法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途（ホテル又は旅館に限る。）に供する建築物 平成二十九年

四 法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物 平成二十九年

五 法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途（百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗に限る。）に供する建築物 平成二十八年

六 法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途（百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗を除く。）に供する建築物 平成三十年

七 前項に規定する建築物 平成二十九年

3 前項の場合において、同項各号に掲げる用途の二以上に該当するときは、主たる用途を当該建築物の用途とみなして、同項の規定を適用する。

4 省令第五条第四項の規定により知事が定める書類は、省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる図書（床面積求積図を除く。）、同表二の（十四）項の（ろ）欄に掲げる室内仕上げ表その他知事が必要と認める図書とする。

5 省令第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める同条第二項第七号の書類の保存期間は、

十年間とする。

(定期検査)

第十条の三 法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により知事が指定するものは、防火設備のうち、前条第一項に規定する建築物に設けるもの（隨時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）とする。

2 省令第六条第一項の規定により知事が定める時期は、毎年次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月に相当する月の前一月とする。

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 当該昇降機の設置者が法第七条第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた月

二 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備 当該防火設備の設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた月

3 省令第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた月に相当する月の前一月とする。

4 省令第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める同条第二項第八号及び第九号の書類の保存期間は、五年間とする。

(道路の指定の手続)

第十一条 法第四十二条第一項第四号に規定する道路の指定を受けようとする者は、別記第八号様式の申請書正一通及び副二通に、次に掲げる図書及び二年以内に事業が執行されることを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地積図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この項において「土地」という。）の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関する権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他の地形上特記すべき事項

- 2 知事は、前項の指定をしたときは、別記第八号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。
- 3 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者が、省令第九条の規定により知事に提出する申請書は、別記第九号様式によるものとする。
- 4 知事は、前項の指定をしたときは、別記第九号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(私道の変更又は廃止の手続)

第十二条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、次の各号の図書及び当該私道に関する土地、建築物又は工作物について所有権その他の権利を有する者の承諾書を添えて、別記第十号様式による申請書正副二通を知事に提出し、知事の認定を受けなければならない。

- 一 附近見取図（方位、道路及び目標となる地物）
 - 二 地籍図（縮尺、方位、変更又は廃止しようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその道路に接する土地又は、その道路に接する土地にある建築物若しくは工作物の位置を明示したもの）
- 2 知事は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告し、かつ、別記第十号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。
 - 3 私道の変更又は廃止が、土地区画整理事業による場合は、第一項の規定は適用しない。
 - 4 私道の全部又は一部が、道路法による道路となつた場合にあつては、当該部分は、私道としては廃止されたものとみなし、第一項の規定は適用しない。

(屎(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障がある区域の指定)

第十二条の二 政令第三十二条第一項の表に規定する屎(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域のうち知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、岐阜県の全域(岐阜市、大垣市、各務原市及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項の公共下水道又は農業集落排水事業の事業計画のある区域で特に知事が認めるものを除く。)とする。

(積雪荷重)

第十三条 政令第八十六条第二項ただし書の規定による多雪区域は、別表第一に掲げる区域とする。

- 2 前項の区域内における積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき三十三ニュートン以上とする。
- 3 政令第八十六条第三項の規定による知事が規則で定める垂直積雪量は、それぞれの区域に応じて別表第二のとおりとする。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第十四条 政令第百三十条の十二第五号に規定する知事が定める建築物の部分は、法第四十四条第一項第四号の規定により知事が許可した建築物に接続する渡り廊下その他通行又は運搬の用途に供するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請)

第十五条 省令第十条の十六第一項第四号に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 対象区域及びその周辺の公図の写し
- 二 対象区域内の土地の登記事項証明書
- 三 対象区域内の土地について借地権を有する者がある場合は、当該借地権を有することを証する書面の写し

- 四 省令第十条の十六第一項第三号の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

2 省令第十条の十六第二項第三号に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 対象区域及びその周辺の公図の写し
- 二 対象区域内の土地の登記事項証明書
- 三 対象区域内の土地について借地権を有する者がある場合は、当該借地権を有することを証する書面の写し

- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

3 省令第十条の十六第三項第三号に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 対象区域及びその周辺の公図の写し
- 二 対象区域内の土地の登記事項証明書
- 三 対象区域内の土地について借地権を有する者がある場合は、当該借地権を有することを証する書面の写し

- 四 省令第十条の十六第三項第二号の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

4 省令第十条の二十一第一項第三号に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 対象区域及びその周辺の公図の写し
- 二 対象区域内の土地の登記事項証明書
- 三 対象区域内の土地について借地権を有する者がある場合は、当該借地権を有することを証する書面の写し
- 四 省令第十条の二十一第一項第二号の規定により合意を得た者の印鑑登録証明書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面
(概要書等の閲覧)

第十六条 省令第十一条の三第一項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧場所は、概要書等に係る建築物の敷地の位置を所管する建築事務所とする。

- 2 概要書等の閲覧時間は、岐阜県庁の執務時間に関する規則（平成元年岐阜県規則第三十八号）第一項に規定する岐阜県庁の執務時間とする。
- 3 閲覧者は、閲覧に当たり次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 一 概要書等を汚染損傷することのないよう注意すること。
 - 二 閲覧は、係員の指示に従い、指定の場所で静かに行うこと。

(建築協定の認可の申請)

第十七条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、別記第十一号様式の申請書正一通及び副三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定書
- 二 建築協定をしようとしたし、及び建築物に関する当該基準を設定しようとする理由を示す書類
- 三 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を示す書類
- 四 建築協定区域の付近見取図
- 五 建築協定区域の境界を明示した現況図（縮尺三千分の一以上のもの）
- 六 建築協定区域に係る土地所有者等が設定した開発計画があるときは、その土地利用計画図（縮尺三千分の一以上のもの。）
- 七 申請者が建築協定をしようとする者の代表者であることを証する書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める図書

- 2 知事は、前項の認可をしたときは、別記第十一号様式の二の認可書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

3 法第七十四条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可を受けるとする者は、別記第十二号様式の申請書正一通及び副三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定の変更内容及びその理由を示す書類
- 二 現行の建築協定書及び変更後の建築協定書
- 三 現行の建築協定区域内及び変更後の建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定の変更に関する合意を示す書類
- 四 変更後の建築協定区域の付近見取図
- 五 変更後の建築協定区域の境界を明示した現況図（縮尺三千分の一以上のもの。）
- 六 変更後の建築協定区域に係る当該区域内の土地所有者等が設定した開発計画があるときは、その土地利用計画図（縮尺三千分の一以上のもの。）
- 七 申請者が建築協定の変更をしようとする者の代表者であることを証する書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める図書

4 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可を受けるとする者は、別記第十二号様式の申請書正一通及び副三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定を廃止しようとする理由を示す書類
- 二 建築協定書
- 三 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定の廃止に関する過半数の合意を示す書類
- 四 申請者が建築協定の廃止をしようとする者の代表者であることを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める図書

5 知事は、前二項の認可をしたときは、別記第十二号様式の二の認可書に、前二項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

第十八条及び第十九条 削除

（保存建築物の指定）

第二十条 法第三条第一項第三号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、別記第十三号様式の申請書正一通及び副三通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えなければならない。

3 知事は、第一項の指定をしたときは、別記第十三号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(保存建築物の認定申請)

第二十条の二 法第三条第一項第四号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、別記第十四号様式の申請書正一通及び副三通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えなければならない。

3 知事は、第一項の認定をしたときは、別記第十四号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

第二十一条 削除

(延焼防止上支障がない旨の認定申請)

第二十二条 政令第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による建築物の認定を申請しようとする者は、別記第十五号様式の申請書正一通及び副二通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる図書
- 二 省令第一条の三第一項の表一の（ろ）項に掲げる図書
- 三 外壁及び軒裏の構造図
- 四 その他知事が必要と認める図書

2 知事は、前項の認定をしたときは、別記第十五号様式の二の通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(全体計画認定の申請)

第二十三条 省令第十条の二十三第六項の規定により知事が規則で定める図書及び書類は、法第六条の三第七項又は法第十八条第十一項の適合判定通知書又はその写しとする（建築物の計画が法第六条の三第一項又は法第十八条第五項の規定により構造計算適合性判定を要しない場合を除く。）。

(条例に基づく知事の認定申請)

第二十四条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書正一通及び副二通を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第七条ただし書、第八条ただし書、第十条第一項ただし書、第十一条第一項ただし書、第十七条ただし書、第十八条第一項ただし書、第二十一条ただし書又は第二十二条ただし書の

規定により知事の認定を受けようとする場合 別記第十六号様式

二 条例第十九条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により知事の認定を受けようとする場合 別記第十七号様式

三 条例第二十八条第一号又は第二号の規定により知事の認定を受けようとする場合 別記第十八号様式

2 前項の申請書には、省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる図書及び同表の（ろ）項に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えなければならない。

3 知事は、次の各号に掲げる認定をしたときは、当該各号に定める様式の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

一 第一項第一号の認定 別記第十六号様式の二

二 第一項第二号の認定 別記第十七号様式の二

三 第一項第三号の認定 別記第十八号様式の二

別表第一（第十三条関係）

市郡名	区域
高山市	市の全域
関市	平成十七年二月六日における武儀郡洞戸村及び同郡板取村（以下それぞれ「旧洞戸村」及び「旧板取村」という。）の区域の全域
山県市	平成十五年三月三十一日における山県郡美山町（以下「旧美山町」という。）の区域の全域
飛騨市	市の全域
本巣市	平成十六年一月三十一日における本巣郡根尾村（以下「旧根尾村」という。）の区域の全域
郡上市	平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡明宝村及び同郡和良村（以下それぞれ「旧八幡町」、「旧大和町」、「旧白鳥町」、「旧高鷲村」、「旧明宝村」及び「旧和良村」という。）の区域の全域
下呂市	平成十六年二月二十九日における益田郡馬瀬村（以下「旧馬瀬村」という。）の区域の全域

不破郡	関ヶ原町の全域
揖斐郡	揖斐川町の全域
大野郡	郡の全域

別表第二 (第十三条関係)

区域	垂直積雪量の数値
多治見市、中津川市（平成十七年二月十二日における中津川市の区域に限る。）、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、海津市（平成十七年三月二十七日における海津郡海津町の区域に限る。）、羽島郡、加茂郡坂祝町、同郡富加町及び同郡川辺町の全域	○・三メートル以上
関市（平成十七年二月六日における関市及び武儀郡武儀町の区域に限る。）、中津川市（平成十七年二月十二日における恵那郡蛭川村の区域に限る。）、山県市（平成十五年三月三十一日における山県郡高富町の区域に限る。）、瑞穂市（平成十五年四月三十日における本巣郡穂積町の区域に限る。）、海津市（平成十七年三月二十七日における海津郡平田町の区域に限る。）、安八郡輪之内町、同郡安八町、加茂郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町及び可児郡御嵩町の全域	○・四メートル以上
中津川市（平成十七年二月十二日における恵那郡坂下町及び同郡福岡町の区域に限る。）、瑞穂市（平成十五年四月三十日における本巣郡巣南町の区域に限る。）、本巣市（平成十六年一月三十一日における本巣郡真正町及び同郡糸貫町の区域に限る。）、下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。）、海津市（平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。）、安八郡神戸町、本巣郡北方町及び加茂郡東白川村の全域	○・五メートル以上
関市（平成十七年二月六日における武儀郡武芸川町の区域に限る。）、中津川市（平成十七年二月十二日における恵那郡川上村及び同郡付知町の区域に限る。）、美濃市、郡上市（平成十六年	○・六メートル以上

二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。)、下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡下呂町の区域に限る。)及び養老郡養老町の全域	
中津川市(平成十七年二月十二日における恵那郡加子母村及び長野県木曽郡山口村の区域に限る。)及び揖斐郡大野町の全域	○・七メートル以上
関市(平成十七年二月六日における武儀郡上之保村の区域に限る。)、山県市(平成十五年三月三十一日における山県郡伊自良村の区域に限る。)、本巣市(平成十六年一月三十一日における本巣郡本巣町の区域に限る。)、下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡小坂町の区域に限る。)及び揖斐郡池田町の全域	○・八メートル以上
下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡萩原町の区域に限る。)及び不破郡垂井町の全域	○・九メートル以上
関市(旧洞戸村の区域に限る。)、山県市(旧美山町の区域に限る。)及び揖斐郡揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町の区域に限る。)の全域	一・○メートル以上
揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡谷汲村の区域に限る。)の全域	一・一メートル以上
高山市(平成十七年一月三十一日における高山市、大野郡宮村、同郡久々野町及び同郡朝日村の区域に限る。)及び下呂市(旧馬瀬村の区域に限る。)の全域	一・二メートル以上
郡上市(旧八幡町の区域に限る。)	一・三メートル以上
高山市(平成十七年一月三十一日における吉城郡国府町の区域に限る。)、郡上市(旧和良村の区域に限る。)及び不破郡関ヶ原町の全域	一・四メートル以上
高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡丹生川村の区域に限る。)及び本巣市(旧根尾村の区域に限る。)の全域	一・五メートル以上
郡上市(旧大和町の区域に限る。)及び揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡春日村の区域に限る。)の全域	一・六メートル以上

高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡高根村の区域に限る。）、関市（旧板取村の区域に限る。）、郡上市（旧明宝村の区域に限る。）及び揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡久瀬村の区域に限る。）の全域	一・七メートル以上
高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。）の全域	一・九メートル以上
飛騨市（平成十六年一月三十一日における吉城郡古川町及び同郡神岡町の区域に限る。）の全域	二・〇メートル以上
揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡藤橋村の区域に限る。）の全域	二・二メートル以上
郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）の全域	二・三メートル以上
高山市（平成十七年一月三十一日における吉城郡上宝村の区域に限る。）の全域	二・五メートル以上
高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡莊川村の区域に限る。）及び郡上市（旧高鷲村の区域に限る。）の全域	二・六メートル以上
飛騨市（平成十六年一月三十一日における吉城郡河合村の区域に限る。）の全域	二・七メートル以上
飛騨市（平成十六年一月三十一日における吉城郡宮川村の区域に限る。）の全域	二・八メートル以上
揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡坂内村の区域に限る。）の全域	三・〇メートル以上
大野郡白川村の全域	三・八メートル以上

備考 表に掲げる垂直積雪量は、各市町村ごとの庁舎所在地（合併前の市町村の区域にあつては合併前の旧市町村庁舎所在地）を標準とする。